

中央公園民間活力導入事業 選定結果及び講評

中央公園民間活力導入事業選定委員会（以下「選定委員会」）において、公募設置等指針及び選定審査基準書に照らし公募設置等計画等を審査した。本市は、次のとおり選定委員会の選定結果を受け、設置等予定者（優先交渉権者）を決定した。

1 選定委員会の開催日

令和 6 年 7 月 26 日（金）

2 選定委員会の委員

氏名	所属
今西 良共	岐阜県立国際園芸アカデミー 学長
有我 都	子育て支援団体キッズプランナー代表
菊池 秀夫	中京大学スポーツ科学部スポーツマネジメント学科 教授
藤村 文也	豊田市サッカー協会 理事長
二村 友佳子	公認会計士・税理士
中野 洋介	令和 6 年度 豊田市 生涯活躍部 スポーツ振興課長

（敬称略 順不同）

3 設置等予定者として選定された団体の名称

豊田スタジアムグループ

構成法人：株式会社豊田スタジアム（代表者）
早川都市計画株式会社
ヤハギ緑化株式会社
株式会社建設技術研究所中部支社

4 提案概要

公募対象公園施設として、敷地中央付近にクラブハウスとカフェが提案された。特定公園施設については、人工芝グラウンド 2 面、天然芝の広場等の整備が提案された。人工芝グラウンドは、クラブハウスやカフェの両側に配置され、1 面はグラウンド長辺を南北配置とし夜間照明を備える。駐車場については、敷地東側と敷地中央付近に 2 つに分け、計 185 台分整備される。

5 選定審査の経過

（1）提案書の受付

令和 6 年 2 月 27 日、公募設置等指針を公表したところ、1 グループから応募登録があり、令和 6 年 6 月 28 日、公募設置等計画等の提出を受けた。

(2) 提案の審査及び評価

設置等予定者候補の選定は、事務局が都市公園法第5条の4第1項に基づき、公募設置等計画等を審査し、その審査を通過した計画について、都市公園法第5条の4第2項に基づき評価を行う2段階で実施した。

ア 一次審査

公募設置等計画等が公募設置等指針に照らし適切なものであること、公募対象公園施設の設置又は管理が都市公園法第5条第2項各号のいずれかに該当するものであること、公募設置等計画等を提出した者が不正又は不誠実な行為をする恐れがないことを事務局が審査した。審査の結果、これらの条件を満たしていると認められた。

イ 二次審査

都市公園法第5条の4第1項に基づく審査を通過した公募設置等計画等について、評価基準に基づき、選定委員会において評価を行った結果、あらかじめ定めた最低基準点（各委員採点の総合計で、満点1,200点のうち300点（得点率25%）以上）を上回ったため、設置等予定者候補を選定した。提案の評価点（委員6名の評価点の総合計）は次のとおり。

<評価点> 634点 / 1,200点

6 選定委員会講評

人工芝グラウンドの南北配置への変更や利用しやすい料金設定、防球ネットの高さなどに工夫が見られ、豊田スタジアムとのつながりを生かした天然芝広場の整備提案も評価できる。また、これまでの事業運営実績から、地域との連携にも期待ができる。

一方、全体的にP-PFI制度への理解が不足していると思われる。求められている提案が十分でなかったり提案内容の具体性がみられないことや、豊田市ならではの提案に欠けている。提案についての主な意見、指摘事項は以下のとおりであり、今後豊田市と十分に協議して詳細を詰める必要がある。

- ・関係機関との連携や改善の取り組みなど明確にすることが必要である。
- ・昨今の猛暑に対応するために日陰を適切に配置することが重要である。
- ・地域の食材を生かす取り組みなど、もう少し豊田らしさを出す取り組みの提案が求められる。
- ・日常的に使える公園としての提案が求められる。
- ・立派な施設を整備しても市民利用が進まないような状況は避ける必要があり、利用促進の工夫が必要である。
- ・提案の文面は良いが具体性が弱く、本当に実現できるか疑問である。
- ・公募対象公園施設の付属施設や外構施設が示されておらず、景観への配慮も乏しい。
- ・園路について、管理通路のように配置され、提案で求めている楽しい園路が感じられないので動線計画も含めて再検討が必要である。
- ・配置スタッフについての情報、植栽計画や事業者による植栽の整備範囲、クラウドファンディングの目標金額などの具体的記述が不足している。

- ・公募対象公園施設の営業時間については、公園の活性化につながることを重視して検討が必要である。
- ・公募設置等計画書と資金収支計画では、大規模修繕や利便増進施設について明確になっておらず、管理許可使用料、占用許可使用料の有無や金額についても再整理が必要である。
- ・ドライブスルーの導入は、都市公園の効用を全うするという公園施設という要件から逸脱し、営利を最優先した施設になる可能性がある。豊田市は、収益施設の設置が公園利用者の利便性向上につながるかどうかを重視し、可否を慎重に判断することが望まれる。

最後に、このエリアの整備により、豊田スタジアムや矢作川の水辺、スカイホールなどと合わせてスポーツゾーンとしての役割が生まれ、現在整備が進んでいる都心や博物館などの文化ゾーンとの相乗効果により、豊田市の発展につながることを期待する。